

代の統治構造の特質を描き出すことを目的としている。本書によって、近年の近世イングランド議会史研究における修正主義論の一つの到達点を示す研究を邦語で読めるようになったことを、まずは喜ばしい。本書の中心は5章で構成されており、それに序章・終章ならびに補遺として当時の議事手続に関するJ.フッカーとW.ランバードの史料の試訳が付されている。

まず、序章「テューダー朝期イングランドの統治機構と政治社会」、第1章「近世イングランド議会史研究の現状と課題」から、近世イングランド議会史研究の現状と課題、ならびにそれを踏まえて本書で著者が何を明らかにしようとするのかを、見てみよう。

第1に、著者によれば、エリザベス治世期の統治はかなり脆弱な基盤の上に立って遂行されていたが、中世と比較すれば、まがりなりにも表象やパトロネジという技法が用いられた点において政治技術の進歩が見られた。こうした技法を操作しながら政治国民たるジェントリ層を説得し、彼らの協力を引き出そうとしていたのである。著者は当時の議会がその両面において中央と地方を結ぶ重要な回路となっていた点を重視し、議会の表象（第2章）とパトロネジ（第3・4・5章）の問題を検討しているのである。

第2に、イングランド議会史研究を進展させるために、「近代の呪縛」（112頁）からの脱却を目指すのだという。かつてJ.ニールは、下院に急進的なピューリタン党派が台頭して女王と対立を繰り返したことで、17世紀初頭までに下院は王権に匹敵するまでに発展したと主張した。これに対してG.R.エルトンは、ニール説を真っ向から批判し、王権と議会は通常、協調関係にあり、議会はイデオロギー闘争の場ではなく、法制定の場として中央と地方の「接触点」としての機能を果たしていたとする。両説は対立しているようで、議会の近代性に固執しすぎる点で共通しており、そこから描出される議会像は平板なものにとどまってしまうのであった。そこで、本書では、「恣意的な史料選択を排した立体的な議会像の構築」、「実態に近い議会の姿」（112頁）が模索されることになる。

## 書評

### 仲丸英起『名誉としての議席』

—近世イングランドの議会と統治構造—

井内太郎

#### I 問題設定

本書は副題にあるようにエリザベス1世（以下エリザベス）時代の議会のあり方からテューダー朝時

## II 分析の検証

第2章は「議会儀礼」と題して議会の表象の問題が扱われる。すなわち議会行進のプロセスを分析しながら、エリザベス治世期には国王にカリスマ性を付与するうえで儀礼の重要度が頂点に達し、政治と社会の安定は、この神聖化された国王を頂点とするヒエラルヒーに大きく依存していたという結論が導き出されている。しかしながら、行進の序列を見ているだけでは、儀礼の動態的側面はとらえきれないであろう。たとえば、即位直後と政情の不安定さが増す1590年代とを比較した場合、儀礼の内容は同じでも、参加者・観衆は女王を同じようなイメージで認識したのだろうか。むしろ本章において儀礼の動態的側面として注目しているのは、宗教改革以降に、戴冠式の際に用いられる「徳と衡平の職杖」の象徴性が変化したことである。すなわち、それはかつてのような教権ではなく、王権の威信の発露となり、「聖性が可視化された笏を女王が礼拝式中に携行することで、王権が教権を包含する」(134頁)ことが表象されるようになったのである。評者の理解では、国家儀礼・宮廷儀礼ないしは王権をめぐる表象は1520~1540年代に出揃っており、これらの儀礼は宮廷改革、宗教改革、ブリテン理念をめぐる問題との関連で動態的な把握が可能なのである。エリザベスはそれらの成果を引き継いだわけで、その意味での目新しさはないように思われる。

第3章「下院の議事手続」では下院の議事手続の問題が扱われる。エリザベス治世期に、法案の具体的審議は下院の委員会に付託されるようになるが、エルトンはこの手続上の改革を議会の法制定機能の効率化(=近代化)が図られたものとして捉えた。著者はエリザベス治世期の4会期中に委員会に付託された法案の数(453法案中317法案)よりも、むしろその半数以上が廃案となった点を重視し、これは「政治的意図とは関係なく、法案処理の能率を上げるために行われた」ものであり、しかもその手続も「その時代が要請する地点までしか進展せず」、「厳密に定義されない領域を残した状態」とどまるとし、この事実を根拠に議会の近代性に固執するエルトン説を批判する。さらに初期ステュアート朝期

の国王と議会の対立の要因についても、議会が発展させた議事手続を武器に国王に挑んだのではなく「議会が保持しようとしたエリザベス朝的システム[厳密に定義されない曖昧な部分——評者]が、初期ステュアート朝国王の統治方針との軋轢を生んだといえるかもしれない」(178頁)としている。本書で唯一初期ステュアート朝期議会に向けての見通しを述べている重要な箇所であるが、これ以上の具体的な言及はない。今後の課題ということになるのであろう。

第4章「下院議席の創設」・第5章「議員と選挙区との関係」では、下院議員の議会活動や議員と選挙区の関係が論じられており、この部分が本書の最大の成果とあってよいであろう。まずエリザベス治世期の第1議会~第6議会に間に州議席数は変わらなかったが、都市議席数は64議席もの増加をみており、しかも、それらはランカスター、コーンウォール両公領や国王直轄の荘園がある都市に集中していることの意味が問われる。これまでの修正主義者の解釈では、それは国王・枢密院が主導して議事を円滑に進めるために、「議会実務家」や「法律の専門家」を選出したものであった。それに対して著者は、下院の議事録などをもとに新議席選出議員の活動回数および活動内容を丹念に分析して次のように反論する。すなわち、議席創設の意図は、主にパトロネジの機会を増加させることにあった。しかも議員選出の際に国王および政府側からの介入はほぼ推定されないし、議会内で各議員の自発的行動が目立つことから、特定のパトロン、ましてや国王あるいは政府側からの議事への介入など認められないとする。著者のパトロネジの捉え方については、あとで改めて考えてみたい。

次にエリザベス治世期に行われた10議会の通常選挙におけるのべ4465名の議員と選挙区との関係を丹念に追いながら、全イングランドにおいて、地域の利害代表として活動していた議員の割合がきわめて低かったと結論づける。特に選出議員の地元率が低い(50%以下)中小都市の場合、地元率が高い有力都市(南部の大都市、ヨークやリンカン)に比べて、議員たちの選挙区移動が激しく、また政治活動に熱心ではなく、都市の側も彼らの直接的な活動に期待

を抱いていなかった点が強調されている。しかしながら、そもそもすべての都市が議会を中央との「接点」の一つと認識していたか否かという問題設定自体が、あまり生産的な議論を生まないように思われる。むしろ中央との政治的関係性が弱い中小都市が、議会を含めて、いかに自分たちの利害を中央に反映しようとしたのか、その中で議員の果たした役割を具体的に検証してみる必要があるだろう。

### Ⅲ 全体的なコメント

まず本書の時期設定に関わる問題であるが、史料上の制約があるとはいえ、エリザベス治世期の議会に関する研究成果を宗教改革議会から初期ステュアート朝時代の議会までの議会史の中に位置づけながら、ある程度の全体的見取り図を示してもよかつたのではないか。序章と第1章でテューダー朝時代の統治構造の変化を丹念に追っているだけに惜しまれる点である。

第2に、本書は議会をパトロネジ・システムに組み込まれた一制度として捉える点で首尾一貫している。しかしながら、議員の議会内活動や選挙区移動の問題が、主に統計的手法により分析されているため、結果的に個々のパトロネジ関係を均質的で静態的なものとして描ききらいがある。たとえば、こうした手法では、W.セシルの時代とそれ以後ではパトロネジ・システムの性格に変化が見られ、やがて限界にいたることの意味などを描ききることは難しい。パトロネジ関係の有無に加えて、状況に応じたその動態、文字通り著者が言うところの、より具体的な議会外コンテキストの中で論じていくことも必要となってくるであろう。

第3に、当時の議員たちが「総じてさほど議会活動に熱心ではなく」（234頁）、「議会は宮廷と同様「社交」の基軸」（98, 235頁）であり、議員選出の要因についても候補者の威信や名誉およびパトロンとの結びつきに求めるとすると、改めて議員の政治活動の捉え方について考えてみたくなる。議員の活動に関しては、議会内だけでなく、地方社会での政治活動、中央・地方での兼職（下院議員、州知事、統監、治安判事、特別税の徴税委員など）の問題も含めて、全体として捉えられるべきであろう。さらに

「候補者の政見が議員選出の基準となる可能性はないに等しい」（286頁）という意味で彼らの間に政治的イデオロギーが欠落しているとしても、議会内外での彼らの政治的言説（王権論、帝国論、混合政体論、議員が共有した代表概念など）を検討し、パトロネジ・システムの統計データ分析の成果とどのように関係づけるのかという課題は依然として残っている。

第4に、本書では議員の選出要因や彼らの活動が、もっぱら威信や名誉の獲得およびパトロンとの結びつきの中で述べられており、個々の議員が中央と地方との接点（地方の個別利害の調整機能）として果たす役割が過小評価されている。著者は、その根拠として統計的データから法案成立の割合の少なさを強調するが、政策論やその実施過程を重視する評者の立場からすると、テューダー朝時代の政治的統合過程において、議会在中央と地方の利害調整の機能を果たすことが制度的に担保されるようになったことの意義は、依然として大きいように思われる。ここでは、2つの事例をあげておこう。たとえば職人規制法（1563年）やエリザベス救貧法（1601年）を通じて全国に画一的な社会政策の実施が可能になったことは、こうした議会の機能を抜きにして説明できないし、それは単に1件の法律が成立した以上の政治的重要性を持っているのである。

また特別税の問題にしても、著者が指摘するように、確かに議会において同法案はほとんど反対意見もなく承認されているが、問題はその実施過程にある。16世紀末にたびたび課税されるようになると、地方では、徴税委員らが法令をいったん受け入れながらも、運用面において担税者の税負担を意図的に軽減するという「合法的な税逃れ」が横行するようになるのである。地元の下院議員らも、こうした行為になんらかの形で関わっていた可能性が高い。事態を重く見た枢密院は、再三にわたり法令遵守の督促を行っているがほとんど効果はなかった。議員の立場からすると、中央では王国の代表として戦時課税を承認しながら、地方では課税負担を軽減して担税者の反発をおさえるという方法で、彼らなりに中央と地方の間の利害の調整を図っていたのである。

本書の最大の成果は、下院議事録などを統計的

法にもとづいて丹念に読み込みながら、初期ステュアート朝期の議会を「パトロネジ・システムに組み込まれた一制度」として捉える M. キシュランスキーらの議論が、テューダー朝時代の議会にも十分に妥当性を持ち得ることを明らかにした点にある。もとより、パトロネジ・システムは「議会外コンテキスト」の一部に過ぎず、今後は上記で指摘した諸

要因との関係性の中で議論していく必要がある。本書の問題提起を受けて、近世イングランド議会史研究の議論がさらに深まることを期待しながら、筆を擱くことにしたい。

(慶應義塾大学出版会, 2011年4月刊, A5判, 389頁, 4200円)